

改正道路交通法（駐車対策関係）の施行準備状況について

放置車両に係る使用者責任の拡充と放置駐車取締り関係事務の民間委託を二本柱とする改正道路交通法（駐車対策関係）は、平成18年6月までに施行されるが、新制度の施行に向けての準備状況は以下のとおり。

1 新制度における放置駐車違反取締りの運用上のポイント

- (1) 駐車違反取締りの執行力が增大することから、悪質・危険性、迷惑性の高い違反を重点としたメリハリを付けた取締りを従来以上に強力で推進する。
- (2) 確認事務の民間委託を行う警察署においては、地域住民の意見、要望を踏まえた上で、重点的に取締りを行う場所、時間帯などを定めた取締り活動ガイドラインを策定、公表する。
- (3) 放置駐車違反のうち、交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な違反については、従来以上に、運転者の責任追及を徹底する。その他の違反については、違反をした運転者が自ら出頭する場合に、運転者の責任を追及する。
- (4) 短時間駐車違反車両に対する取締りに関する従来の運用上の問題点を解消するため、放置車両であることが確認できた車両については、駐車時間の長短にかかわらず確認標章の取付け対象とする。

2 駐車規制の見直し

上記1による取締り強化の前提として、駐車規制の内容が交通実態等に適合した合理的なものとなっていることについて、国民から理解を得ることが不可欠であることから、昨年1月に通達を発出し、平成17年末を目途に、時間的視点と場所的視点の両面から、個々の道路の機能と区域の特性に十分配慮して現行規制の見直しを集中的に行っている。

3 確認事務等の民間委託の準備

以下の事項について、各都道府県警察を指導している。

- (1) 確認事務の委託については別添の流れとなるが、各県ごとに委託に係る基本方針を早期に決定した上で、詳細な計画を策定し、今後の事務遂行に必要な体制を確保すること。また、十分な準備期間確保のため、平成17年度予算での債務負担行為設定を積極的に検討すること。
- (2) 受託法人の選定に当たっては、公平性、透明性及び競争性の確保に留意するとともに、不適格法人を排除し、適確に委託事務を遂行できる法人を選定できるよう、適切な入札参加資格を設定するほか、委託規模等を勘案しつつ、積極的に競争入札における総合評価方式の導入を図ること。

都道府県警察における確認事務の委託手続

